

# 三好黒笹研究開発工業団地地区計画

名 称		三好黒笹研究開発工業団地地区計画 (平成30年4月1日みよし市告示第22号)
位 置		みよし市黒笹町子持松及び丸根並びに福谷町広久伝の各一部
面 積		約16.7ha
地区計画の目標		<p>当地区は、みよし市中心部より北西端に位置し、愛知県企業庁により研究開発工業団地として開発された地区である。また、名古屋東部丘陵地域に含まれており、大学・研究開発機能の集積が進む愛知学術研究開発ゾーンの一部に当たることから、研究開発型の施設用地として位置づけられている。</p> <p>地区周辺においては、土地区画整理事業が施行されており、道路・公園等の公共施設の整備や計画的な宅地供給が進んでいる。</p> <p>今後は、研究開発地区としての良好な環境創出と保全を図るため、用途の混在による工業環境の悪化を防止し、適性かつ合理的な土地利用の展開を図るとともに、地区周辺の住環境への配慮を行い、良好な都市の生活環境を形成・保持していくことを目標とする。</p>
区域の整備・開発又は保全の方針	土地利用の方針	主として、研究開発機能を有する工業系の土地利用に純化し、効率的な研究開発活動を行う地区として土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	良好な研究開発機能を創出・保持していくため、建築物等の用途の制限を行う。
	その他該当地区の整備・開発及び保全に関する方針	都市計画道路黒笹線沿道の緑地約7,000㎡については、保存樹林として保全に努める。また、保存樹林の区域については、健全な市街地景観を形成していくため、広告板等の設置の制限を行う。

		地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
			地区の面積	約5.8ha	約10.9ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
			1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. 物品販売業を営む店舗、飲食店 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の6の2で定める運動施設 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6. 建築基準法別表第2(る)項第一号のうち(1)から(3)及び(10)から(12)に掲げるもの 7. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9で定めるもの	1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. 物品販売業を営む店舗、飲食店 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の6の2で定める運動施設 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
	画	現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	一 本地区東側の約7,000㎡の保存樹林地については木竹の伐採をしてはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1. 非常災害のため必要な応急処置として行う行為 2. 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4. 仮植した木竹の伐採 5. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹及び出入口、案内板等の施設の土地利用、必要最小限やむを得ない木竹の伐採 二 保存樹林地の区域においては、地区内にある施設のための広告板及び案内板等以外は設置することができない。(公共的なものは除く。)		

「区域、地区の区分及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり。」